

令和6年第5回佐伯市議会定例会 議案（追加議案）の概要

議 案

議案第170号

佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について (追加議案書3ページ)

令和6年10月1日に行われた大分県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の給与及び議会の議員の期末手当の改定を行う措置を講じようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条による改正）

- ① 職員の給料について、令和6年4月1日に遡り、若年層に重点を置いた改定（行政職給料表の改定）を行った上で、各号給の額を0.37%引き上げる（第1条による改正の別表第1改正関係）。
- ② 職員の令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる（第1条による改正の第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項第1号及び第2号改正関係）。

【期末手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	6月期	1.225月	1.225月	0.000月
	12月期	<u>1.225月</u>	<u>1.275月</u>	0.050月
	計	2.450月	2.500月	0.050月
定年前再任用 短時間勤務職員	6月期	0.6875月	0.6875月	0.0000月
	12月期	<u>0.6875月</u>	<u>0.7125月</u>	0.0250月
	計	1.3750月	1.4000月	0.0250月

【勤勉手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	6月期	1.025月	1.025月	0.000月
	12月期	<u>1.025月</u>	<u>1.075月</u>	0.050月
	計	2.050月	2.100月	0.050月
定年前再任用 短時間勤務職員	6月期	0.4875月	0.4875月	0.0000月
	12月期	<u>0.4875月</u>	<u>0.5125月</u>	0.0250月
	計	0.9750月	1.0000月	0.0250月

- ③ 上記②により改定した期末手当及び勤勉手当について、次の表のとおり、令和7年度から6月期及び12月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定する（第2条による改正の第25条第2項及び第3項並びに第

28 条第 2 項第 1 号及び第 2 号改正関係)。

【期末手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	6 月期	1.225 月	<u>1.250 月</u>	0.025 月
	12 月期	<u>1.275 月</u>	<u>1.250 月</u>	△0.025 月
	計	2.500 月	2.500 月	0.000 月
定年前三任用 短時間勤務職 員	6 月期	0.6875 月	<u>0.7000 月</u>	0.0125 月
	12 月期	<u>0.7125 月</u>	<u>0.7000 月</u>	△0.0125 月
	計	1.4000 月	1.4000 月	0.0000 月

【勤勉手当の支給月数】

職種	支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
一般職の職員	6 月期	1.025 月	<u>1.050 月</u>	0.025 月
	12 月期	<u>1.075 月</u>	<u>1.050 月</u>	△0.025 月
	計	2.100 月	2.100 月	0.000 月
定年前三任用 短時間勤務職 員	6 月期	0.4875 月	<u>0.5000 月</u>	0.0125 月
	12 月期	<u>0.5125 月</u>	<u>0.5000 月</u>	△0.0125 月
	計	1.0000 月	1.0000 月	0.0000 月

(2) 佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正 (第 3 条による改正)

国民健康保険診療所の医師の給料について、令和 6 年 4 月 1 日に遡り、行政職給料表との均衡を基本に医療職給料表の改定を行う (別表第 1 改正関係)。

(3) 佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第 4 条及び第 5 条による改正)

① 特定任期付職員の給料について、令和 6 年 4 月 1 日に遡り、行政職給料表との均衡を基本に給料表の改定を行う (第 4 条による改正の第 7 条第 1 項の表改正関係)。

② 特定任期付職員の令和 6 年 12 月に支給する期末手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる (第 4 条による改正の第 8 条第 2 項改正関係)。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6 月期	1.700 月	1.700 月	0.000 月
12 月期	<u>1.700 月</u>	<u>1.750 月</u>	0.050 月
計	3.400 月	3.450 月	0.050 月

③ 上記②により改定した期末手当について、次の表のとおり、令和 7 年度から 6 月期及び 12 月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定す

る（第5条による改正の第8条第2項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6月期	1.700月	<u>1.725月</u>	0.025月
12月期	<u>1.750月</u>	<u>1.725月</u>	△0.025月
計	3.450月	3.450月	0.000月

(4) 佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第6条及び第7条による改正）

- ① 市議会議員の令和6年12月に支給する期末手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる（第6条による改正の第6条第2項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6月期	1.700月	1.700月	0.000月
12月期	<u>1.700月</u>	<u>1.750月</u>	0.050月
計	3.400月	3.450月	0.050月

- ② 上記①により改定した期末手当について、次の表のとおり、令和7年度から6月期及び12月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定する（第7条による改正の第6条第2項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6月期	1.700月	<u>1.725月</u>	0.025月
12月期	<u>1.750月</u>	<u>1.725月</u>	△0.025月
計	3.450月	3.450月	0.000月

(5) 佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第8条及び第9条による改正）

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、上記（4）の市議会議員の期末手当に係る支給月数の改定と同様の改定を行う（第8条による改正の第7条改正関係及び第9条による改正の第7条改正関係）。

(6) 施行期日

- ① 上記（1）①②、（2）、（3）①②、（4）①

及び（5）のうち第8条による改正関係

令和7年3月31日までの間において規則で定める日

- ② 上記（1）③、（3）③、（4）②

及び（5）のうち第9条による改正関係

令和7年4月1日
（担当課：総務課）

議案第 171 号

佐伯市監査委員の選任について（候補者大野達也）

（追加議案書 13 ページ）

地方自治法第 196 条第 1 項本文の規定により、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、選任することとされている。

本市の監査委員のうち、高橋圭一（たかはし けいいち）委員が令和 6 年 11 月 30 日をもって辞任したことに伴い、新たに大野達也（おおの たつや）氏を選任するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

（担当課：総務課）